

(公印省略)
高第1581-3号
平成21年12月4日

介護老人福祉施設管理者
短期入所生活介護事業所管理者 様

兵庫県健康福祉部社会福祉局高齢社会課長

介護老人福祉施設、短期入所生活介護及び通所介護事業所
における生活相談員の資格要件について(通知)

介護サービス事業所の適正運営について、平素から種々ご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、標記施設・事業所における生活相談員の資格要件については、「社会福祉主事の任用資格を有する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者」と定められています。

このうち「これと同等以上の能力を有すると認められる者」については、中央福祉学院が実施する施設長研修修了者、精神保健福祉士以外は、各都道府県の解釈に委ねられています。

本県においては、施設と事業所における要件が異なるなど、不都合が生じていることから、他府県の状況も踏まえ、今後は別添のとおり要件を見直すこととしたので、お知らせします。

【問い合わせ先】

健康福祉部社会福祉局高齢社会課
介護事業者係 TEL 078-362-9117
高年施設係 TEL 078-362-3189

生活相談員の要件の見直し

	要件	介護老人福祉施設	短期入所生活介護	通所介護
現行	社会福祉主事	○	○	○
	中央福祉学院が実施する施設長研修修了者	○	○	○
	社会福祉士	○	○	○
	精神保健福祉士	○	○	○
	介護福祉士	○		
	原則として特別養護老人ホーム、在宅介護支援センターで生活相談員として、2年以上勤務したことがある者		○	○
				
改正後	社会福祉主事	○	○	○
	中央福祉学院が実施する施設長研修修了者	○	○	○
	社会福祉士	○	○	○
	精神保健福祉士	○	○	○
	介護福祉士	○	○	○
	介護支援専門員	○	○	○
	在宅介護支援センター又は地域包括支援センターで高齢者の相談業務に2年以上従事したことがある者	○	○	○

【改正理由】

- ① 現在、介護老人福祉施設と短期入所生活介護・通所介護とでは生活相談員の要件が異なっているが、短期入所生活介護・通所介護の生活相談員については、国の解釈通知で特別養護老人ホームに準ずることが定められているなど、施設と居宅サービスとの間で、資格に差を設ける必要がないこと。
- ② 生活相談員は施設・事業所運営上の要であり、介護保険制度全般の知識を有する介護支援専門員が相談業務に従事することは望ましいものであること。
- ③ 介護老人福祉施設や通所介護事業所の介護福祉士は、利用者の介護を行う中で、日頃から利用者からの様々な要望や相談に対応しており、相談員として適切な対応が可能であること。
- ④ 大半の府県において、介護支援専門員、介護福祉士を対象としていること。
- ⑤ 在宅介護支援センター・地域包括支援センターにおいては、地域の高齢者やその家族からの様々な相談への対応や支援を行っており、当該業務で一定経験を有する者は、介護老人福祉施設等における相談員として、適切な対応が期待できること。

【適用年月日】

平成22年1月1日